

平成 29 年度 第 8 回 機械流通委員会議事録

開催日時 平成 30 年 2 月 13 日 (火) 午後 0 時 30 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 遊技業界実態調査に関する件

当組員に、遊技業界の現状の把握をするべく実態調査を行うことについて、機械流通委員の跡治・柳(廣村商事)・桜井 3 委員が、1 月 30 日に調査する内容・ホールの割り振り・調査期間・調査報告内容等の詳細についての打合せを行った。

- (1) 新基準に該当しない回胴式遊技機の各ホールにおける設置比率実態調査を行う。
- (2) 委託(調査)期間を、平成 30 年 3 月 1 日(木)から平成 30 年 3 月 9 日(金)とする。
- (3) 1 社あたり、10 ホールを調査する。
- (4) 業務委託料金を、324,000 円とする。(消費税、交通費を含む。)
- (5) 委託条件は、業務委託請書のとおりとし記入・押印し提出すること。
- (6) 業務が完了した際は、業務完了報告書及び調査結果表を提出することとし、提出期日を平成 30 年 3 月 20 日(火)までとする。

第 2 号議案 代表者講習会(2 月 27 日開催)に関する件

2 月 27 日に開催する代表者講習会について、担当する柳(ニズ)・柏木両委員の基、高橋理事長、永山委員長、大久保委員に同席を願い内容の精査をした。

結果として、大久保委員を講師として、本業界の現状課題を見定め課題解決と今後の各販社の実績の向上をテーマとして講義を行う。

主な内容としては、

- (1) 遊技業界の市場状況の報告
- (2) 認定遊技機に関する種々の注意点
 - ① 認定通知書について
 - ② キャンセル申請について
 - ③ 検定・認定遊技機が混在による予見される問題点
 - ④ 廃棄・閉店ホールの問題点
 - ⑤ 認定を受けた遊技機を移動設置について
 - ⑥ 遊技機売買に伴う約款について
 - ⑦ 部品交換の未承認変更について
- (3) 日中の点検確認作業時にも全組員が腕章を常時装着することについて

第 3 号議案 設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給に関する説明会の件

部品供給詳細フロー・手びきを基に発注方法の説明がされた、開始時期は平成 30 年 4 月 1 日からである。

部品を発送するメーカーは、部品を 1 次販社に送るのか、または書類を作成した販社もしくはホールに直接送るのか確認中である。

《中古取扱販社へ対しての説明会開催について》

- ・開催日は、平成 30 年 3 月 13 日(火)メルパーク仙台にて午後 2 時より開催する。
- ・対象者は、1 社 1 名とし実務に精通し携わっている者。

- ・ 交通費は、組合旅費規定を準用し支給する。
- ・ 講師を桜井委員とし、補助員に柳(廣村商事)委員とされ、機械流通委員会として永山委員長、山内副委員長、跡治委員が同席する。
- ・ 開催案内を、2月19日の週に行い、後に資料を送付する。

《主な内容》

- ・ 純粋な取次ぎ手数料は5,000円(運賃は別途)。また、組合からの手数料は1,000円としているが、どのタイミングを基準に徴収するのか、事務局による連絡会議を開催し事務局としての意見をまとめることとなっている。
- ・ 回胴遊商のみに属している組合員は、受付はできない。
- ・ 検定機のみであるので、認定機は不可である。
(開催時に質問が挙がった際は、回答できる範囲で回答する。)

《注意事項》

- ・ 部品単価は現状不明である。
- ・ 1次販社(代理店)は、個社で確認対応すること。

《確認事項》

- ・ 盤と枠を組み合わせて申請予定の遊技機は、依頼書欄に設置元が一箇所しか入力欄がないので確認すること。

第4号議案 顔認証システム携帯端末に関する件

1. 全商協より、①として中国遊商より推薦されたパナソニック製『FZ-N1』若しくは、②として東日本遊商が推薦された京セラ製『TORQUE G03』の機器を、各地区遊商で実際に検証し採用してください。と報告を受けている。

①の中国遊商が推薦するパナソニック製『FZ-N1』を、KDDI 東北よりお借りし、中部遊商で使用しているアプリを入れ状況を確認する。

②の東日本遊商が推薦された京セラ製『TORQUE G03』の機器については、検証結果を伺い、機器を貸していただけるか確認をする。

2. 価格について、当組合を担当している KDDI 社より①・②の機器の要約を伺った。

① パナソニック製『FZ-N1』

初期費用：@ 97,000円/台(税別)(値引きの交渉をしても数千円の模様)

月額費用：@ 1,200円/台(法人S・無料通話料3,000円付・7GB等)

契約年数：5年間(最低利用台数220台を下回った場合過去割引額の累積を違約金とし請求)

② 京セラ製『TORQUE G03』

初期費用：@ 0円/台

月額費用：@ 2,000円/台(法人S・無料通話料3,000円付・7GB等)

契約年数：4年間(最低利用台数220台を下回った場合過去割引額の累積を違約金とし請求)

①の機器をテストしている中国遊商の役員(委員)に、状況の確認及び、①の機器を選択した際今年度中に計上する。なお、報告内容によっては中国遊商へ訪問し説明を伺うことを検討する。

第5号議案 全商協システム(QRシステム)に関する件

全商協第10回定例理事会にて、QRシステムの方向性について討議され、ブラウザ方式(Web

化)を採用して、Windows がバージョンアップしていく状況に対応できるようにするため、各地区遊商の担当者に一任して決めることが了承された。

全商協システムに関する打合せを開催するにあたり、下記の通知が届いた。

(1) 全商協システムに詳しく、システムに関して一任された決裁権のある人を選抜していただく。

(2) 全商協 QR システム PT のメンバーの方、地区遊商事務局の書類責任者の方もオブザーバーでのご参加を願う。

(3) 全商協 QR システム PT で挙げた要望以外で追加の要望があれば事前にご連絡ください。

当組合から、全商協機械流通委員長として高橋理事長が出席し、東北遊商より大久保委員、柳(廣村商事)委員、都合が合わない際は桜井委員または柏木委員とし、永山委員長にオブザーバーとして出席していただく。事務局からは局長、次長、オブザーバーとして四日市主任、熊谷職員とする。

第 6 号議案 ヤマトホームコンビニエンス㈱との運送業務に関する件

1 月 26 日に永山委員長及び桜井委員が、回胴遊商東北支部担当者と共に、ヤマトホームコンビニエンス㈱にて運送業務についての説明を伺った。

現在、運送業務を請負っていただいているが、いつ受けてくれなくなるかが不明であるので、現時点でヤマトホームコンビニエンス㈱(以下、YHC。)と、業務契約をすれば不安は解消される。

大まかな内容は、YHC と組合が契約し、組合は YHC に販社を紹介し YHC と販社が契約を行う。金額についての詳細は、提示されていないので、後日、YHC にお出でいただき説明を聞く。すでに YHC で対応している販社については、金額等は現状のままである。

なお、参考まで話を進めている回胴遊商東北支部に、現状の進捗状況を確認し次回報告する。

第 7 号議案 中古遊技機移動に伴うガイドブック及び手帳(ハンドブック)に関する件

現在使用している、中古遊技機移動に伴うガイドブックは、改訂版として平成 24 年から用いており、中古遊技機取扱業務実施要領等が改定されていることもあり、新たに改訂版を製作してはどうか。これに伴い、取扱主任者が常時携帯できる手帳(ハンドブック)を併せて製作してはどうかを討議し、製作することを了承した。

製作委託会社については、初版及び平成 24 年の改訂版を製作した業界誌フェイムを発行している、ほくとう通信社の友道氏に依頼することを了承した。

ガイドブックの部数については、平成 24 年同様 2,000 部とし、金額は改訂版を製作した時の単価より紙代等が値上がりしていることにより約 300 万円となる見込みである。

手帳(ハンドブック)の部数については、現在約 280 名の顔認証システムを使用している取扱主任者分を含め 500 部とし概算額は約 100 万円である。

ガイドブックと手帳(ハンドブック)併せた金額は約 400 万円となる見込みである。

なお、他社からの見積りを取ることも了承され、次回の委員会において再討議する。

参考まで、平成 24 年製作の改訂版ガイドブックは 2,499,000 円(税込)であった。

納品及び支払いについては、平成 30 年 3 月末日までとする。

第 8 号議案 検定・認定遊技機が混在している中での区別方法に関する件

(1) 1 月 17 日開催の委員会において、検定機か認定機の区別方法について、九州遊商から提

案された方式を、当組合において取り入れるとし、事務局で調査依頼方法を検討することとされていた。

事務局より、東北遊商に申請があった時に、東北遊商で他地区遊商の書類が出た事は分かるが、その後、キャンセル申請されているのか、または認定通知が出たのかは、他地区遊商の物は分からない。そうなると、地区遊商間で個別連絡を取り合い承認しながらお互いにやり合わないといけない状況となり迷惑が掛かる。

なお、提案をした九州遊商においては、上記の事もあり精査した結果中断しているとの報告があった。

- (2) 全商協は、今の機歴管理システムから認定機の番号だけを抽出し、各販社のパソコンから検索を行い、その遊技機が認定機なのか、または認定機ではないかを判断できる検索システムを構築する予定である。

《討議の結果》

(1)については正確な回答を返信するにあたり、他地区遊商を巻き込んで迷惑を掛ける状況となるので、(2)の全商協のシステムを待つことを了承した。

第9号議案 「新規」取扱主任者講習会開催に関する件

- (1) 2月度「新規」取扱主任者講習会を、大久保委員の講師の基、2月7日(水)に受講希望の1社1名に対して開催した。結果、合格。
- (2) 3月度の受講希望者は無し。(2月9日現在) 受講希望の申請が挙がった際は、ローテーションでいくと柳委員の基執り行う。

第10号議案 点検確認用「腕章」に関する件

2月6日東北遊商発第11号の通知書により、中古流通における日中の点検確認作業時にも全組合員が腕章を常時装着することになり、追加で必要な腕章の枚数を組合へ回答していただく内容である。

これは、中古機流通協議会において、日中の点検確認作業時に、遊技客に疑念を抱かれない様にするため点検確認中であることを掲示し、腕章を付けた状態で作業をするという運用で統一することになり、一昨年、新流通制度において腕章を配布されたが、追加で必要な腕章の枚数を現在組合員に伺っている

一昨年は、日工組より無償で提供されたが、今回の配布については1枚500円(税別・送料別)の有償であるが、当組合では組合が負担をすることとする。

2月13日における必要枚数は、67枚である。

第11号議案 未使用「確認証紙」の返還に関する件

認定用確認証紙の販社管理運用終了に伴う未使用確認証紙の返還通達を行う。

次回委員会開催までに、返還していない販社があれば報告すること。

第12号議案 くぎ確認シート対応機種に関する件

当組合の新台幣会員よりくぎ確認シート対応機種の情報を提供していただけるかについて、跡治委員が部会員に確認した結果、いままでの通り問合せを頂ければ回答するが、開示は致しかねるとの報告がされた。

また、今後について現行の一部分なくぎシートではなく、くぎ全体のシートに変更となる報告

がされた。

以上